

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回 松阪市障害者地域自立支援協議会全体会
2. 開 催 日 時	令和5年8月28日(月) 13時30分~15時23分
3. 開 催 場 所	松阪市福社会館 3階大会議室
4. 出席者氏名	(委 員) 寺本博美、久米徹、世古佳清、瀬田正子、海住さつき、 深川誠子、中谷剛士、三村作典、飯田あゆみ、小林俊子、 福本詩子、谷口直美、井村彰、佐藤葉子、荒木章次 (事務局) 榊原典子、西嶋秀喜、山中一人、山村千穂、小山賢司、 寺井俊二、島 優子
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 山村 TEL 0598-53-4188 FAX 0598-26-9113 e-mail: shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

### ○協議事項

- ・第7期松阪市障がい福祉計画及び第3期松阪市障がい児福祉計画について
- ・ワーキングチームについて
- ・その他

## 第1回松阪市障害者地域自立支援協議会全体会

R5.8.28(月)13:30~15:23(1時間 53分)

事務局 それでは、ただいまより令和5年度第1回松阪市障害者地域自立支援協議会を開催させていただきます。

～中略～

なお、本日は手話通訳者様の方にご協力をいただきながら進行をしておりますので、各委員におかれましてはご発言に当たり、マイクが手元に届いてからゆっくりと大きな声でお名前をおっしゃっていただき、ご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

～中略～(挨拶、委員の交代、自己紹介)

それでは、議事の進行につきましては会長に議事をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 それでは議事に入りたいと思います。事項書にありますように、本日は大きくは(1)、それから(2)の二つ、それからその他でございます。

まず、(1)第7期松阪市障がい福祉計画及び第3期松阪市障がい児福祉計画について事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。議題(1)第7期松阪市障がい福祉計画及び第3期松阪市障がい児福祉計画について、資料1-1、資料1-2をもとにご説明申し上げます。座って説明します。

まず、障がい福祉計画、障がい児福祉計画がどういったものかですが、障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づき策定するもので、主に障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び各年度におけるそれぞれのサービス量の見込みなどについて定める計画です。

もう一方の障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき策定する計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保などに係る目標に関する事項と各年度におけるそれぞれのサービス量の見込みについて定める計画です。

本日は第6期松阪市障がい福祉計画・第2期松阪市障がい児福祉計画の冊子はお持ちでしょうか。お持ちでない場合はお配りさせていただきます。よろしいでしょうか。

この現行の両計画は3か年計画で令和3年度から始まりまして、この5年度末で終了となっております。本日議題に挙げさせていただきましたのは、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間とする両計画の策定を今年度において進めさせていただくことをご報告させていただくものでございます。

資料1-1をご覧ください。資料1-1でございますが、こちらは今年5月に厚生労働省とこども家

庭庁から出されました、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正についてという通知文書です。

資料の 2 ページ目を捲っていただきますと 1 番の告示の趣旨をご覧ください。この 1 段落目の部分を少し簡単に申し上げますと、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下基本指針という)というところですけど、基本指針は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針を定めるものであると書かれております。これは逆に言いますと、市町村及び都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定する際には、この国の定める基本指針に則って作っていかねばいけないということになっております。この 1 番の告示の趣旨の中ほど以降にございます 2 段落目、3 段落目ですが、現行の基本指針が各市町村、都道府県において現在実施中の計画を作成するにあたって、必要な事項を定めたもので、今回最新の施策の動向等を踏まえ、次期計画を策定するために必要な事項を定めたものに改めました、といったことが書かれております。

基本指針そのものは、少しボリュームがあるものですので本日お配りをしておりませんが、その代わりの資料としまして資料 1-2 です。横向きなんです、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針、改正後概要という資料でございます。こちらの方をご覧ください。この資料は基本指針の見直しについての審議が行われた厚生労働省の社会保障審議会の障害者部会の中で出された資料の一部でございます。

資料の 1 ページ目の上段、1 番、基本指針についてですが、先に申しましたように基本指針は市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な指針であること、都道府県及び市町村は基本指針に則して原則 3 か年の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定しなければならないこと、今回策定する計画の策定期間が令和 6 年度から令和 8 年度であることが書かれております。

その下にございます 2 番の本指針の構成ですが、指針が第 1 から第 4 までの内容で構成されていることが書かれております。資料を捲っていただきますと、2 ページ目でございます。3 番、基本指針見直しの主な事項ですが、今回の見直しが行われた主な事項について書かれております。それから資料 3 ページ目でございます。3 ページ目の 4、成果目標ですが、こちらについては障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標として、計画において設定することが適当とされる成果目標について書かれております。

今回、新たに設けられた成果目標でございますが、表の中の③地域生活支援の充実という項目ですが、二つ目のところですね、強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが新たに追加されました。

それから④福祉施設から一般就労への移行等については、二つ目のところですね。就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が全事業所の 5 割以上であることが追加されました。

その下の新規部分は都道府県の成果目標なので省略いたします。⑤障害児支援の提供体制

の整備等も都道府県の成果目標ですので省略いたします。⑥相談支援体制の充実、強化等の項目では、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等が追加されました。それから資料 4 ページ目でございます。5 番の活動指標ですが、先ほどの成果指標を達成するために、見込むことが適当とされる活動指標について書かれております。

現行の計画におきましては冊子、第 6 期松阪市障がい福祉計画・第 2 期松阪市障がい児福祉計画の 5 ページ目から第 2 章が始まっておりますが、第 2 章において、第 1 節に成果指標の設定とありますように、成果目標についてと、一部の活動指標について記載しておるところでございます。

それから冊子の 14 ページ目、まず 14 ページから始まる第 3 章障害福祉サービス等の見込み、それから 24 ページ、24 ページから始まる第 4 章地域生活支援事業の見込み、それから 30 ページ、30 ページから始まる第 5 章障害児通所支援等の見込みで、それぞれの活動指標である各年度の見込み数値等について記載をしております。

今回、資料 1-2 の 3 ページ目ですね。改正後の基本指針に示された成果目標や、それから 4 ページ目の設定することが適当とされる活動指標を確認しながら、第 7 期松阪市障がい福祉計画及び第 3 期松阪市障がい児福祉計画の策定を進めてまいります。今年中を目途に計画案を取りまとめまして、次回の協議会においてお示しさせていただき、この場でご審議を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

会長 はい。ありがとうございます。簡単にね、なかなか理解することはこの時間で難しいかなという部分がありますけれども、この第 6 期の障がい福祉計画と、それから第 2 期障がい児福祉計画。これについて今年度いっぱいなんですけど、それに合わせて改正が行われていく。新しい数値目標。そういうことについて国の方からの指針がありましたので、それに基づいて改正していきたい。こういう趣旨のもとで事務局の方からご説明があったかと思っておりますけれども、何かご質問があれば。あるいはご確認をしておきたいようなことがありましたらご遠慮なく挙手して発言をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。はい。A 委員。

委員 A すみません。細かいことなんですけど、何ページ、何ページって言われてもついて行けなかったんですよ。どこか。なので冊子って言うんじゃないで、これと出していただくと。何もついて行けなかったの、最後にやっと合流したので。細かいことすみません。

会長 わかりやすく。わかりやすくて難しい。プレゼンテーションって非常に難しいと思うんだけど、いろいろタイミングがあるからね。矢印付けてやるのが一番わかりやすいだろうけども。そういうふうなことではなかったの、それぞれ皆さん頭の中であっち行ったり、こっち行ったりいろいろしているの、方向付けをしてもらわないとならないんですが、できるだけ。

事務局 失礼いたします。この冊子をまず見ていただきたいと思います。これが去年までの冊子

でございます、この5ページ目をお願いします。この5ページ目、第2章になります。これがここからですね、13ページまでが生活指標。国がこういった数値目標とかこういった方向性でやりなさいよというようなことが国からまず、5ページ目見ていただきますと、国の基本指針というのが書いてあると思います。中段あたりに。これが今回変わってきたりしとるのが先ほどの資料になります。そうした変わってきた部分というのを今回見ながら、これ松阪市の数字になりますので、国が示されたように松阪市、そして各市町が作ってくださってというのが、変な話なんですけども、国の言う通りにある程度の見通しを立てながらやっていきます。松阪市流にやってくださいというような数字を入れにいくわけです。これが各項目ごとに6、7、8という形で、国の指針があって、それでこの目標設定に当たって、松阪市として何と考えていくのかということとか、松阪市としての目標を書いていく。示していく。これを各市町が三重県に出します。そうすると三重県は各市町集めて、三重県は三重県の計画を立てる。これを集約した上で、これを国へ上げて行く。三重県としては国へ上げて行くという形で、国の言っるとる通りに、目標通りにちゃんと各市町でやっとなるかどうかというのをチェックかけながらやっていくというような。あまり独自性がなかなか出せないという言い方は変ですけども、そういった国の言うようなことでやりなさいよというような形になりますので。そこは、今の松阪市の現状を見ながら、この数値目標を上げさせてもらう作業をこれから進めて行きますということを申し上げた次第でございます。

それから次の14ページ。14ページでございますが、14ページからは障害福祉サービス等の見込み等が今までの実績と見込みが記述されております。例えば15ページを見ていただきますと、訪問系サービスの利用実績ということで、平成30年度から令和2年度までの実績と見込みが書いてあります。次のページを捲っていただきますと、それらの推移ですね。次の年度はどれぐらいの数字になっていくんだろうか。これぐらいを目指して取り組んでいきますよというような数値の見込み量が書かれています。このへんを含めてですね、こういった項目を。このあとの項目はだいたいそうなんです。これを児童の部分、それから地域でやっていく分等。こういった計画を立てるということを、作業をこれから進めます。具体的な数字がある程度、また国から示されたものをももちろん参考にしながら過去の経過含めて入れていくわけでございますが、それを12月末くらいまでにある程度進めさせていただいて、次の会議の時に皆様に松阪市としてこういうふうな目標を定めました。こういうふうな理由ですってということを皆様にご説明させていただく中で、松阪市として確定させていただきたいというご案内をさせていただくというのが実情でございます。ご了解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

会長 具体的にどうのこうのというのはこれから新しいのを作るの、こういう国の考え方、基本方針の改正があったので、それに従ってやらさせていただきますがいかがでしょうかということだと思いますがそうでしょうか。

事務局 そうですね。

会長 だから予告編ということになりますね。数値、いわゆる目標値、これをこれから入れて行くわけであって。それまでは別の目標値があって、当然令和 5 年度までの見込みと実際の目標数値。それで改めて新しい数値を入れて行く。考え方としてはここにありますように、事務局からお話があったんですけども、国の方の改正後についてどういう方向でそれを新しいものを作っていくかということについては基本的な方針が書いてあるので、これに沿って進めさせていただきますが、その点につきまして何かご質問はありますかということですね。だからこれからどうするかと。予告編。アニメの予告編ですね。だからこれの第 7 期、第 3 期。これから新しいもの作りますよ。こういう予告について。予告はなぜそういうことになったかということについて、国の方からこういう基本的な改正が行われたので、方針の改正が行われたのでということについてご説明をさせていただいたということでありまして。当然国の方が来ていちいち説明する必要があるんだろうけども、そこまでやってないので。市の方で代って国の方の考え方をお伝えしたと。こういうふうにご理解していただければいいんじゃないかと思いますが、それでよろしいでしょうか。私の解釈でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 はい。A 委員さんお願いします。

委員A ありがとうございます。つまり横長のこれですね。これの 3 ページ目に書いてある数字を、こっちの次のバージョンに入れて行く作業をしていただくというそういうことでよろしいでしょうか。

事務局 はい。

委員A わかりました。あと 12 月を目途に数字を作ってくださいということなんですけども、県にいいですかって、見せてっていうのは次の協議会で私たちにを見せていただいてからなんですか。それともその前にもう県に出されるんでしょうか。

会長 はい。じゃあ事務局。

事務局 失礼します。基本的に皆様方にお諮りした後で、県の方に報告のタイミングになってくるんじゃないかというふうに考えております。このタイミングで開催の方もまたお願いしたいと思っています。お願いします。

会長 よろしいですか。

委員A はい。

会長 他に何かございますか。あと注文でしょうか。こうしてくれと。何かありますか。なければ議題進めてまいります。よろしいでしょうか。

それでは、議題(1)の方はここまでとしまして、議題の(2)の方に。事項書に従いまして、ワーキングチームについて。ワーキングチームは前回、2月の会議の時にワーキングチームのイメージ図というのを、ここにはありませんけれども、前回の資料の中でかえさせていただいたと思いますので。そのチームの構成員それぞれ報告頂いたんですけれども、順次2月から6月についての活動報告等々含めですね、構成員のメンバーがどのように活動したことを具体的にお話していただきたいと思います。順番は予め決まっていますか。

事務局 はい。

会長 一応時間制約があるので、5分程度。前回もリエゾン、最初トップだったと思いますけど、今回紙ベースですね。委員の方からもご要望がありましたけれども、紙ベースで、これグロウスですね。リエゾンさんもこういうのあるので、もっと要領よくできれば。お忙しい仕事の中ですから無理強いはできませんけれども、限られた時間で大変申し訳ございませんが、各チーム5分ずつご報告お願いできればと思います。よろしくお願いたします。

委員B すみません。リエゾンの方から活動の状況についてご報告させていただきたいと思います。リエゾンの方は半年間の活動を通じまして、基本的には各障害者団体の方との交流会というところをさせていただいております。松阪市ろうあ福祉協会であったり、肢体不自由児者父母の会、視覚障害者協会等の協会の方との交流会というのをさせていただきました。で、各協会の方の皆様、ある程度共通しているところは協会の会員様が高齢化してきていたりとかですね、あとはスマートフォンの普及で皆さんが情報を得られるツールがたくさん増えてきたことによって、協会に入る方が減っているのではとか。そういった話をたくさん聞かせていただくことができました。また協会の成り立ちというところについても伺いしまして、相談支援専門員各位がどのような経緯でこういった協会が出来てきたのかということも改めて勉強させていただく機会になりましたし、実際に関わっていただいている方のお気持ちというところも伺いすることができて、とても良い会で交流できて良かったと思っております。

それ以外にですね、リエゾンとしてはヘルパー事業所のじょいんさんとの交流会の方もさせていただきました。じょいんさんの方から様々な質問いただきまして、相談支援専門員として見解を述べさせていただいたり、逆に相談支援専門員の方から質問させていただいたり充実した時間を過ごさせていただきました。

今後の活動としてですね、12月には生活介護事業所ラナさんの方の交流会も予定しております。あとは相談支援専門員協会として、地域生活支援拠点事業の利用方法の意見交換であったりとか、基幹相談支援センターの方で研修等を行っております。リエゾンの会の方に毎回、障がい福祉課の方にも参加していただきまして、実際に皆様交流会等で通じた情報等を障がい福祉課

の方にも共有していただきまして、相談支援専門員としてもですね、今後も障がい福祉課の方にも参加していただいて、一緒に生の声を聞いていただきつつ、支援を一緒に考えていただけたらと思っています。リエゾンとしては以上です。

会長 はい。ご質問とかは全部一通り報告をしていただいた後でお伺いしますので。次にじょいんさん。

事務局 はい。皆様、改めましてよろしくお願ひいたします。じょいんさんについてはC委員がご出席をいただく予定だったのですが、急を要する支援が入ったというところで本日欠席となりました。事務局を担っているということで、C委員に代わって皆様に活動のご報告をさせていただきたいと思ひます。

前回の自立支援協議会が2月8日でしたので、それ以降に開催をしたじょいんについて活動の内容をご報告いたします。まず2月20日ですが、歯科衛生士さん3名の方にお越しいただいて、正しい歯ブラシの当て方であったり、また重度障害者の方が歯科治療に行きにくいというようなご意見の中から、ヘルパーとして介護の中で予防していくことの重要性というのを皆で共有をしていただいたところです。

その次は5月15日。先ほどリエゾンのB委員からもご報告をいただきましたように、相談支援専門員とヘルパーが合同で顔の見える関係。横のつながりを強化するというところで協議を行っていきました。先ほどB委員からお伝えいただいたように、双方向の共有、顔の見える関係が深まったというところで、その会をもって良かったというご意見たくさん頂戴しております。

その次8月21日。先日は松阪市内の訪問看護事業所。看護師さんにご来所いただいて、顔の見える関係づくりを行ってきました。たくさんここでは課題が出てきたのですが、印象に残っている課題としまして、介護保険については情報共有のためのツール、カナミックという情報ツールを使っています。例えばある方に対してご支援をさせていただいた時の様子がどのような様子であったかというのを訪問の医師。また大きな病院の主治医。また訪問看護やヘルパー、相談員、介護保険のケアマネージャーと共有をする。そういうツールを使っているのですが、障害福祉サービスにおいては個人情報という理由から、そういった共有のツールが今ない状態であるということ。それが一番の課題で、リアルタイムな情報共有ができなくなっている。このことについて今後協議していかなければならないというようなご意見を頂戴しました。

以降の活動についてですが、松阪市長さんとの面談であったりとか、あと障がい福祉課さんとのディスカッションを深めていきたいというところで活動を予定していただいております。ご報告は以上です。

会長 はい。ありがとうございます。それでは続きましてグロウスさんお願ひします。

委員D グロウスの会からご報告させていただきます。前回2月の協議会を踏まえて、5月に開



催をさせていただきました。内容としてはこちらに書かさせていただいたアイスブレイク、連絡報告事項、グループワーク。次回開催は9月にさせていただきますという内容でありました。内容については、アイスブレイクは子どもさんたちを預かっている事業所の集まりですので、楽しいことをやりたいということで、今回はバランスゲームを皆さんに体験していただいて、皆さんが会話をしやすい環境づくりからスタートしたという状況です。

また連絡報告については、前回グロウスの会で議題になった下校時の時間変更等の連絡のお願いということで、教育委員会から小中学校への依頼の話をさせていただきましたという報告がありました。学校より連絡があり利用者へ連絡がほしいとか。今後学校との連絡を取り合うということで、学校との関係性についても前向きに少し動いたのかなというところですよ。

また利用者さんの利用状況と管理についてということで、現在はほとんどFAXでやり取りしてるんですけども、今まで名簿を使ってやり取りした方がやりやすいんじゃないかということで、そういう意見も出て来て、今アンケートをやって今度の9月に開催される時にはおおよその方向性が出てくるのかなと思います。

グループワークということで、障がい福祉課の方にも参加していただき、2つの議題について5つのグループに分かれて検討しました。一つは「こだわりとマイルールが強い利用者さんの対応方法について」。もう一点が「自分思いを表現する方法や暴力行為にならずに済む方法について」。この二つの案件について各グループの方で検討して、こちらに記載されている内容が皆さんから話として上がってきました。グロウスとして今後ですね、こういうグループワークをしっかりと取り入れる中で各事業所がそれを参考にしてより充実した支援に向かって行ければというところで今進めております。報告は以上です。

会長 ありがとうございます。では、最後になりますけども、お願いします。質問は後でしていただけますか。今しますか。忘れないうちに今やりますか。

委員E わかりました。後にします。覚えておかないといけませんね。

会長 それではF委員お願いします。

委員F はい。よろしくお願いします。ラナは去年発足しました。松阪の生活介護事業所がかなり増えて来て、なかなか皆さん横のつながりが持てないというところもありましたが、去年は3回開催させていただきました。最初はやっぱり皆さんとてもかしこまった感じでなかなか崩れにくいなというところがあったんですが、3回の中で1回目につきましては、支援中の事例検討というところで、二つの事業所さんが支援中の困りごとなどについて事例検討いただいて、皆さんで和気あいあいと検討をして、こうなんじゃないか、あなんじゃないかっていう話をさせていただける時間がありました。

あとはですね、防災について。ちょっとやっぱり生活介護っている時間ももちろん長いですし、

重度の方がいらっしゃったりというところでどのようにしていけばいいかということで講演をしていただいたり。あと簡易トイレのワークショップということで、ボランティアの方に来ていただいて、皆で簡易トイレを作らせていただきました。毎回 20 事業所ほどの事業所が参加していただいて、皆で楽しく過ごさせてもらって、良い会になっているんじゃないかなと思っております。

今年度はですね、6 月 9 日に支援中の余暇活動の仕方というのを各事業所いろんなカラーがあるので、真似をするというよりは皆さん何か参考にしたいなということがありまして。どんなのしているんですかということで、外出はどこに出かけてるのかとか、利用者さんの負担はいくらぐらいなのかということ結構皆さんで長く話し合っていたいていただきました。

で、次が 9 月 8 日を予定しておりまして、サービス管理責任者の方に計画を事業所内で立てていただくんですけども、なかなか立てっぱなしになって、現場と直結していないところが多々あるんじゃないかということになりまして、それに伴う支援の仕方とかを事業所さんたち皆で話し合いながら、今更聞けない話っていうのをもう一回改めてラナという会を作ったので、そこで皆が、探り合いではなくて良いつながりができればいいのかなということで進めさせていただいております。以上になります。

会長 はい。ありがとうございます。次に事務局お願いします。

事務局 すみません。ワーキングチームの最後といたしまして、地域生活支援拠点準備会から説明させていただきます。地域生活支援拠点について資料 2 のパンフレットを元に説明させていただきます。前回の協議会でも地域生活支援拠点について進捗状況をご説明させていただいておりますけども、その後準備会での検討を重ね、パンフレットについて整理をさせていただきましたので、改めて内容について説明いたします。少しお時間かかりますけどご了承ください。

まず、地域生活支援拠点の目的がパンフレットを開けていただいた 2 ページの一番上段に書いております。以前からご案内しているとおり、拠点設置の目的としては、介護者であるご家族の突然の病気・事故に備えた緊急時の対応や、親亡き後を見据え、親元等から離れて生活するための体験の機会・場等の機能を整備することで、障害のある方やご家族が地域で安心して暮らしているようにする仕組みづくりを行うこととなっております。

その目的を達成するため、その 2 ページの下の段にあります 5 つの機能を備えるものとされています。1 目が相談。2 目が緊急時の受け入れ・対応。3 目が体験の機会・場の提供。4 目が専門的人材の確保・養成。5 目が地域の体制づくりとなっております。

続きまして 3 ページ、4 ページ目をあわせてご覧ください。左側 3 ページが先ほどの 5 つの機能をイメージ図としたもの。右側 4 ページがこれらを文章でご説明したものです。3 ページ目のイメージ図については、5 つの機能に加えて利用者の急な状態悪化などで、救急や医療機関、保健所に即つなぐ方が適切である場合はそちらに協力を依頼します。また包括支援センターや民生委員、児童委員、重層的支援体制も含めて見守りいただくという形で、それぞれイメージに書かせていただいております。

右側 4 ページのそれぞれの機能について説明します。まず 1 番の相談になります。本人や家族などから緊急事態に備えた対応等に関する相談を受けます。その中で拠点に登録・エントリーするのが望ましい方につきましては、松阪市や相談支援事業所から拠点の説明を受けた上で、事前の登録としてエントリーを行ってまいります。拠点に登録・エントリーするのが望ましい方というのは、目安として親である介護者が後期高齢者であることや、介護者が急な入院をする恐れのある持病、疾病を持つ方。また近くに頼ることができる家族や親戚がいない方などを指しています。拠点に登録された方は、相談支援事業所が地域で暮らしていく中で、事前に短期入所等を体験するなどの緊急時を見据えたプランを作成し、緊急時はプランに沿って必要なサービスを受けていただく形になります。

次に 2 番目の緊急時の受け入れ・対応ですが、緊急時の受け入れ要請があった場合は、原則として体験等で利用したことがある事業所が計画に沿った受け入れを行います。また自宅で生活される場合は居宅介護事業所がサービス提供を行う予定です。

3 番目の体験の機会・場の提供ですが、施設、病院や親元等から一人暮らしへの生活の場を移行しやすくするため、緊急時に親から離れて暮らせるために短期入所、グループホーム、居宅介護等の体験を行います。また緊急時の受け入れがスムーズに運ぶために、事業所側に本人や家族のことを事前に知ってもらうことも体験を行うことの目的の一つとしています。

4 番の専門的人材の確保・養成についてです。強度行動障がいがある方、医療的ケアが必要な方への対応など、障がいの症状に対して適切な対応ができる人材を養成、確保するため様々な研修会への参加を推奨していくような取り組みをしています。

5 番の地域の体制づくりですが、拠点での緊急時の対応を行った際については受け入れ状況等を地域生活支援拠点部会において報告を行います。

このような事例を積み重ね、検討していく中で、各関係機関との情報共有、連携の強化を行っていきます。

続きまして 5 ページをご覧ください。5 ページ上段。ローマ数字の 6 番になっていますけども、地域生活支援拠点の機能を担う事業所として、拠点に登録に協力いただける事業所は、松阪市へまず届け出を行っていただきます。届け出を行うことで地域生活支援拠点に係る報酬の算定が可能になります。

次に中段の部分ですが、地域生活支援拠点の利用者のエントリーについて記載しております。拠点の利用には事前にエントリーをしていただきます。先ほど申し上げましたように、緊急時にご家族や親戚等の支援が見込めないリスクの高い世帯で、拠点に登録を希望される場合はエントリーシートを松阪市に提出する必要があります。

エントリーシート及びそれに関わる個人情報の取扱いに関する同意書は 7 ページから 10 ページに記載しております。このエントリーシートは、松阪圏域の事業所様などと共に作ったシートになります。緊急事態が起こった時に、普段から関わりのない方でも受け入れが可能かというところを議論いたしまして、このシートを作成しております。このシートを地域生活支援拠点のエントリーの時に提出していただくことによって、体験利用を含め緊急事態が起きた時でも、事業所にスムー

ずに情報提供、受け入れをしていただけるようにしていきたいと考えております。

5 ページの下段目になりますが、緊急時の支援体制についてですが、この拠点では休日や夜間をとおして、常時支援体制を確保することになります。相談窓口として、相談支援事業所と松阪市の障がい福祉課が担い、対応機関はそれぞれの事業所等が対応します。相談電話として利用登録者には休日、夜間に連絡がつく連絡先を教えさせていただく予定です。また拠点によらない緊急者については、松阪市にご連絡いただき、随時対応を行います。

続いて6 ページですけれども、登録から緊急時の受け入れ、今後の生活の検討の流れ、イメージ、フローを書かせていただきました。エントリーの事前相談から緊急時の対応、緊急対応後の支援、検討まで含めて一連の流れを記載しております。

続いて7 ページから10 ページまでが先ほども申し上げましたエントリーシートになります。

11 ページから14 ページになりますけれども、そちらは拠点の事例として挙げさせていただきました。家族が緊急入院し、介護者不在となった障がい者に対しての支援や、親亡き後の生活を心配されるご家族や本人に対する支援などの事例について記載しております。ご参考いただければと思います。以上がパンフレットについてのご説明となります。

拠点の今後のスケジュールとしまして、来月からまず拠点事業所の登録受付を行い、その後、受け入れ体制が確保できた時点で、今度は利用者へのエントリー開始を行っていきたくと考えております。拠点の登録が松阪市への届け出の後、三重県への拠点登録が必要であるため、申し込みから約1 ヶ月から2 ヶ月弱かかります。ですので、受け入れ体制の確保の状況にもよりますが、利用者のエントリー開始ができるのは来年初めあたりぐらいかなと今のところ考えております。以上でございます。

会長 はい。ありがとうございます。今回はご案内の案という形でしていただいたわけですが、以上5 つですね。ご報告がございましたけれども、それぞれご質問、あるいは正しておきたいところ。こういうのがありましたら、どのメンバーだということを指定していただいてご発言をしていただきたいと思います。

委員E 松阪市ろうあ福祉協会のEです。先ほど言っていただきましたグロウスさんにお聞きしたいんですけども、ご報告ありがとうございます。活動報告を作っていただいて、資料いただいたんですが、これいただいて私も視覚的にわかりやすく非常に助かりました。ありがとうございます。以前会議を開かれたという報告をいただいたんですけども、対象者について話をいただいたように聞いたんですけども、どんな対象者の方だったのかを教えてくださいたい。会議に参加されていた方がどんな対象の方がみえているのか教えてくださいたいと思います。グロウスさんとラナさんにお聞きしたいと思います。お願いします。

委員D このグロウスの会で参加していただいているのは、放課後デイサービスを実際に行っている事業所の代表者の方々の集まりです。そのなかで、そこで働いとる支援者の方々も参加をし

てもらって、その中での討論会に出させていただいているということになっています。よろしいでしょうか。

委員E はい。ありがとうございます。ラナさんは。

委員F すみません。ラナはですね、生活介護事業所としまして、知的の方、身体の方、精神の方のちょっと重めの方たちの生活支援をさせていただいている事業所の支援員の集まりの会になります。よろしいでしょうか。

委員E はい。わかりました。ありがとうございます。

会長 他にございますか。E委員。

委員E 質問させていただきたいんですけども。ありがとうございます。こちらについてお聞きしたいんですけどよろしいでしょうか。

例えば聞こえない人の親が亡くなって、その聞こえない人の兄弟も例えば亡くなったとして、支援ができない、親戚も遠くにいるというような場合、そういう方もこれはエントリーができるということですか。聴覚障害者でもこれはエントリーができるのでしょうか。また相談の時に、例えばろう者が相談したい時にはもちろん手話通訳にも来ていただかないといけないんですが、そういった体制を整えて相談ができるのかどうか確認させていただきたいです。あと、体験の場ですとか、施設の体験をしたりですとか、緊急時の受け入れですとか、地域の体制づくりとかいろいろありましたけども、そういう時には情報保障や情報共有するために通訳というのはいかに考えてみえるか教えていただきたいと思います。聞こえない人がそれぞれの場に行った場合は、やはり情報共有、情報保障のためには通訳者が必要になってくるんですけども、そういったことはどうなっていくのでしょうか。お答えください。お願いします。

事務局 ご質問ありがとうございます。この地域生活支援拠点のエントリーですけども、エントリーについてはハイリスク世帯の条件に入っていればですね、聴覚が不自由な方でもエントリーすることは可能です。相談の際にも、事前にご連絡をいただければですね、手話通訳さんも確保等させてもらって、エントリーできるかどうかというのを相談させてもらうというのは可能と思います。

また緊急時の受け入れ等については、課長より説明させていただきます。

事務局 緊急時の受け入れについては、非常にケースバイケースということが十分考えられるんじゃないかと考えております。手話通訳さんの確保ができる場合ですと対応ができますが、命に関わるというような部分も含めて緊急時の対応を考えておりますので、できたらこの時の状況に

よって違ってくるといふうにご理解いただければというふうに考えます。以上です。

委員E 例えば状況に合わせてというのはどういった場合。無理な場合というのはどのような状況を想定されるのでしょうか。

事務局 通常、平日の昼間の場合ですと設置通訳の者がおりますので、設置通訳の方が緊急にできるという考え方ができますが、土日、夜間、特に夜間の 2 時、3 時。夜中であつたりしますと、設置通訳の確保ができないということが考えられますので、そこらへんの課題はあります。以上です。

委員E そうですね。そういったことも含めて解決が必要ということですね。ありがとうございます。

会長 よろしいですか。

委員E もう一点。支援が不利なろう者、エントリーできるという話を伺いました。広報とかホームページなどにこの件に関してはご案内していただけるのでしょうか。

事務局 こちらの広報についてはですね、基本はホームページとかでこの拠点についてアップロードさせていただきますし。あと相談支援事業所とかですね、障害福祉サービス事業所には拠点のパンフレットも含めて広報周知させていただきますので、相談員さんから聞いていただいたり、そういう形で広報をさせていただきます。

委員E ありがとうございます。もう一つ質問があります。聴覚障害者はどうしても情報が取りづらい状況にあります。例えば福祉協会の会員は 30 人ぐらいいますが、高齢者がたくさんいるんですね。我々の団体に。それぞれの会員が、それなりの方が亡くなっている状態です。今後生活をどう支援していったらいいのかと聞くと、やっぱり前から付き合いのある手話ができる人に頼ることがあります。でも、頼った相手も家族がいるんですね。だからろう者がこの人がいいって、頼りたいという気持ちはよくわかるんですけど、その頼りたい人にも家族はいます。ですので、そういう方に頼れないのであれば、情報なくてもいい。死んでも構わない。私ここで死んでも構わないわという悲しい話をしている方もいらっしゃいます。皆さんも生活支援があるように、私たちにもいろいろ情報いただきたい。説明いただきたいと思います。

生活支援があることをそのような人に情報提供してもらえると安心できると思います。

事務局 はい。今後そのような形で情報提供には十分注意をしてやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

会長 はい。よろしいですか。大きな宿題をもらったかな。やっぱりちゃんと解決しないとイケないんでしょうけどね。なかなか制約がいろんな形で出てくる。だけど、これをいかに軽減していくかということが大事。やはり我々知恵を使って考えて行かなければならない。物理的に不可能な場合もどうしても起こらざるえない。でも、それをできるだけ少なくしていくという努力は怠らない。そういった課題、宿題をいただいた。ありがとうございました。他に何かありますか。

委員G すみません。Gと言いますけれども、先日、三重県の会議の中で情報を得たんですけれども、重度障害者が24時間受け入れてもらえる施設が三重県下でも12、3市町しかないんですね。その中で、トータルでも100人ちょっとくらいですかね。受け入れてもらえるのは、その中で入りたいけど入れないという人も同じくらいの人数がいる。120あるんです。そういう方面で、松阪市としてそういう24時間見てももらえる入所施設というのは何件程度あるかというところを確認したいんですけれども。わかりませんか。

事務局 すみません。失礼します。今、手元にその数字をもっておりませんので。申し訳ございません。未入所の方ですね、入所施設の待機待ちは約500件。件数でいうと500件を超えた待機待ちがあるような状況があります。非常に入所が、国の方も逆に進めておりませんので。地域で住めるような形で入所されてみえる方を、入所や入院とか、それから長期入院されている方も含めて地域で住むような形で、できるだけグループホームであったり自宅で過ごせるような環境づくりを市としてはしていきますよというような方向付けになっておるんですが。そういった待機した方がたくさんお見えになるのはわかっておるんですが。人数は今確認できない。申し訳ないです。

委員G すみません。病院の場合やと大体3ヶ月ぐらいで退院という扱いになるのが多いんですもんで。その退院された時に重度障害者で、前もH委員が言われとったけど、親亡き後で重度障害者がどうやって生活していけるんやというのがあって。先日私もあったのは、三重県全体としての全部の市町あるわけではないんですわ。12、3ぐらいでしたか。市町で。収容容量も一施設で5、6人から10人ぐらいでしかないんですわ。一施設で。そうなってくると我々の松阪市でも、そういう待機者もあると思うんですけど、安心して過ごせるような障害者施設の受け入れ体制をもう一度把握してほしいというのが私の意見でございますので、すみませんけどよろしくお願ひします。すみません。

会長 はい。それではまだあるかと思いますが少し時間が押してきましたので、まだ残された議題もありますので、議題(2)はこれで終らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは最後その他でございますけれども、事務局、説明お願ひしたいと思います。

事務局 失礼いたします。その他の項目が5項目ございます。一番最初の項目の障害者差別解消法の改正についてという項目を私から説明させていただきます。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正されまして、令和6年4月1日でございますが、事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されるという状態です。お手元の資料でいきますと、このピンクの資料。資料3-2というのがありますが、この真ん中あたりに改正後という表がありますが、努力義務から義務というところがございます。ここが大きく変わるということになります。障害者差別解消法につきましては、障害者基本法第4条の…。

委員A ちょっと待って…ありました。

事務局 中段のところです。中段の表になります。赤い努力義務から義務に変わるというところがございます。これが障害者基本法第4条の差別の禁止を具体的に実現していくために平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行された法律です。この法律では障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止し、表の図の上段でございます。障害のある人から申し出があった場合、こうしてほしいんだけどというような、このへんちょっと不都合なんですというような相談があった場合、その中で合理的配慮の提供を行うなどを柱にして、共生社会の実現を目指すというふうにしていくものでございます。これまで民間事業者や各種団体、グループなどにおいては、合理的配慮については努力義務とされておりました。それぞれの事業者などの方は、障害のある方から申し出があった場合には、できる取り組みについて話し合いと対応策の検討をご配慮いただいて、または実現してもらいます。今まではそういった努力義務としての配慮でございますが、これからはここが義務ということになっていくということでございます。今回、法律上義務化されたことにより、より一層今まで以上に合理的配慮への検討や話し合いのお願いを、障害のある方や相談をお受けした市からしていくこととなります。皆様方には制度をご承知いただきまして、各組織におきましても合理的配慮の義務化が来年4月より施行されますので、よろしく願いしたいというふうに考えております。障がい福祉課では、この法律に該当する合理的配慮や差別の取り扱いについての相談を日頃からお受けしとるところでございます。相談がある場合には事業所様等へ出向きまして、法律の説明や事業所と障害のある方が建設的な、前向きな良い話し合いができるようにというようお願いをさせていただいて、合理的配慮をお願いしていくような法律でございます。

資料の方はこの二つの資料をご用意させていただいた次第でございます。見ていただいてこういうことになってくるんだなということでご認識いただければということでご案内を差し上げたいという形で考えております。以上です。

会長 続いて。

事務局 続いて重層的支援体制についてでございます。資料4をご覧ください。福祉まるごと相談室についての最新のパンフレットでございます。福祉まるごと相談室について、皆様今年度の取り組みについてご存じの方も見えかと思いますが、情報共有をさせていただきます。



まずは、この制度のこれまでの経過についてお伝えします。福祉まるごと相談室は、社会福祉法の重層的支援体制整備事業の地域生活における包括的な支援体制の取り組みとして実現を目指しているところでございます。

取り組み内容は各市で様々でございまして、社会福祉協議会にすべてを委託している市町や、包括支援センターへ委託しているところ、また現状の専門分野の連携ケース会議等での対応として新たな取り組みをしていない市町などもあり、松阪市の場合は市がしっかり関わった中での取り組みということで、独自の内容となっております。松阪市においては、健康福祉部の健康福祉総務課というところが担当している次第です。これまで市の福祉施策は概ね高齢者に関することは介護保険課や高齢者支援課が担当し、障がい者や障がい児、難病などの関係は、市の場合は主に障がい福祉課。子どもに関することは、主に子ども未来課や子ども支援課、子ども発達総合支援センター。また生活困窮に関することは保護課と地域福祉課など、各分野、担当別で支援として専門的に担当しながら、ケースによって皆が集まって支援をしていこうという体制を独自でしていました。

松阪市における福祉まるごと相談室のパンフレットにありますが、福祉まるごと相談は高齢、障がい、子ども、生活貧困などの各分野別の支援だけでは対応が難しい、困難な課題やまた市民がどこに相談したらいいかわかりづらい相談。日常生活での困り事や悩み事なども含めて分野問わず広く相談を受け、各個別のケースに、内容によって様々な機関が連携することで支援をしていこうという体制づくりでございまして、令和4年度福祉まるごと相談室は三つの地域で取り組みを始めまして、裏面にすべての地域が書いてあると思いますが、旧松阪市内の鎌田中学校、子育て世帯が多い嬉野地域振興局管内、中山間での飯高地域振興局管内を対象に始まりました。そして令和5年度でございまして、新たに三雲地域、飯南地域を対象に福祉まるごと相談室が開設され、全部で5ヶ所になりました。また5地区以外にも今後概ね中学校区単位での開設をできればと考えてみえるようございまして、本庁の相談窓口は、13番窓口の健康福祉総務課というところにおいて相談を受けているところでございまして。

当市におきまして、福祉まるごと相談室として各健康、福祉分野が連携した体制を含めて、取り組みが進められているということをお知りおきいただけたらということでご案内を差し上げる次第です。以上です。

会長 一気にいきましょうか。

事務局 はい。それでは、3番の障がい者の雇用・就労促進フォーラムについて説明させていただきます。資料の方は5番のこちらの方ですね。よろしく申し上げます。

障がい者の雇用・就労促進フォーラムについてですが、このフォーラムは障がい者の雇用等を促進することを目的といたしまして、平成24年度から開催しているものでございまして、今年度は来月9月15日高町の華王殿にて開催をさせていただく予定でございまして。これまでは週末に開催をさせていただいておりましたが、企業の方が土日ですとあまり来ていただけないという課

題がございまして、今回金曜日、平日での開催とさせていただきます。

内容といたしましては、前半が障がい者雇用の優良事業所や優秀勤労障がい者。障がい者雇用優良中小事業主。もにす認定という厚生労働省が行っている認定制度の表彰式。それから後半が障がい者雇用に関する講演会で、今年度は企業において障がい者雇用に携わってこられた白砂祐幸さんにご講演いただきます。主催は松阪市で、商工政策課と障がい福祉課。それからハローワーク松阪様やマーベル様、障害者就業・生活支援センターみらーち様などにも共催いただくとともに、松阪商工会議所様などにもご後援いただくという形で行います。入場無料、事前の申し込みは不要ですので、ご都合等よろしければぜひご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして4番の松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例施行10周年についてでございます。資料の方は6番をご覧ください。手話条例の資料でございます。

この松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例ですが、平成25年11月議会において松阪市手話言語条例の制定を求める請願が採択されたことを受け、翌平成26年1月にワーキングチームを立ち上げ、本日お越しのE委員様など松阪市ろうあ福祉協会の方々や、手話通訳者等の意思疎通支援者、行政、学識経験者などが委員となって、短期間ながら4回の協議を重ね、作成いただいた条例案をまとめて3月に議会に提出。議決をいただきまして、平成26年3月24日に公布、4月1日に施行したということでございます。松阪市は全国で4番目に手話言語条例を制定した自治体ということになります。

この条例は、ろう者が大切に育んできた手話が言語であるとの認識を広め、市民一人ひとりが手話の理解に努め、使用することができる環境を整えることにより、すべての市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としております。

先ほど申しましたように、この条例は平成26年4月1日に施行したもので、令和6年4月に施行10周年を迎えることとなります。現在、条例に基づき設置しております松阪市手話施策推進会議の場で10周年記念イベントの実施に向けた話し合いを行っているところでございます。まだ内容等につきましては協議中でございますが、開催日につきましては来年11月16日土曜日、場所は農業屋コミュニティ文化センターで行う方向で進めておるところでございます。イベント内容等が固まってまいりましたら、またこの協議会でご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長 はい。ありがとうございました。5番目につきましてはI委員お願いします。

委員I 資料7をご覧ください。座って失礼します。松阪あゆみ特別支援学校なんですけれども、令和9年度に度会特別支援学校の方と一緒に、通えるようになってきます。松阪市なんですけれども、現在知的障害の生徒さんを松阪あゆみに、肢体不自由の方は度会特別支援学校さんの方に来ていただいておりますけれども、令和9年からは松阪あゆみに来ていただくという形になります。現在整備を進めておりますけれども、そんなに進んでいるわけではございません。本校の保

護者にお話をしていくこともしていくんですけども、この場で言わせていただくのはこれくらいでございます。失礼します。

会長 ありがとうございます。その他について 5 件ございました。何かご質問等々ございますか。ありますか。何か。

委員A はい。すみません。資料の 4 の福祉まるごと相談室なんですけれども、二点お伺いしたいことがあります。本庁管内だと鎌田だけになっているんですけども、これは市役所の方に来てもらったらいからという、そういう感じですね。あとこういう何でも相談って社協の方でもされてたりとかいろいろあるんですけども、ここに行くのが特にいいというのはどういう場合なのか。健康と一緒にしてるからそういうことかなとなんとなく思うんですけど、ここに行った方がいいよとお勧めしたい方はどういう方なのか。具体的にお示しいただけるとありがたいです。

事務局 失礼します。まず本庁管内ですね、今鎌田だけです、それ以外の地域で何か相談事があったら本庁の 13 番窓口でお話聞かせていただいているということを聞いておりますので、もし何かありましたらよろしく願います。

事例で申し上げますと、一つの世帯の中で障害のある方と高齢者の方が一緒に住んでみえて、いつも今までやと単独で支援が入ったというようなケースについて、両方で話し合ってもらう方がうまくいくんじゃないかなと。高齢者の支援者、それから障害の方の支援者と一緒にテーブルで話し合いをした上で、支援の内容を最終的にどんなふうにしていけばいいかというような話し合いをしてもらう方がいいかなと思われるようなケースであったりとか。その方が地域に住んでみえるということで、地域からいろいろな、地域の中でうまく過ごしていけないという方もあると思うんですね。そういった方をまるごと相談室でうまく調整ができるかなというふうに考えておまして。各専門分野だけでは難しい。専門分野同士が話し合いを進める方がうまくいくんじゃないかというような。健康、病院のことであったりも含めてそうなんです、一番相談多いのは病院、健康が多らしいんです。実際の話の内容によると。健康と高齢者のところとうまく結びつかんやろかと。そういったことが周りから見とって心配やなと思われるようなところがありましたら、一つ相談を入れてもらえれば、実態も把握しながら、個人情報を守っていかなあかんのですが、情報提供いただいた方に申し上げられやん部分もあるんですけど、何らかの形で対応していくという形になろうと思いますので、よろしく願いたいと思っています。

会長 よろしいですか。

委員A 想定されているのは高齢の方が中心にみたいな感じなんですか。障害のある人たちよりも。

事務局 実際、様々でございまして。私どもの相談も、重層的支援担当のまるごと相談室の方から一緒に声がかかったりとか。もちろんマーベルさんも一緒に入ってもらったりとか、様々なケースはあります。で、健康センターの職員さん、私ども障がい福祉課の職員、それから介護の方の包括の職員さんとか。場合によっては事業所さんまで巻き込んでいろんな話し合いをした上で対応するケースがございまして。ごみで困るととかあんなも含めてあったりします。様々でございまして。

委員A さっきワーキングの発表聞かせていただいた時スルーしちゃったので残念だと思うんですけど、顔が見える関係というのがすごく大事で。今、事務局が言われたように相談に来てもらっていいよって言うんですけど、問題を抱えている人は自分が相談した方がいい人間だってわかってないというのがあって。特にコロナでそれがきっかけになったと思って、運動会とか、音楽会とか、ずっと今までやってたら出て来てくれた人が三年連続でなかったの、イベントに行くというのもなくなっちゃって出て行かない。そうすると顔が見える関係にならないので、新たな支援につながらないというのがあって。相談支援すごいされてるんですけど、そこまではない人たちがすごく多くなってるというのが実感なので、こういう相談室を開設されるのはすごくありがたいんですけど、やっぱり出て行っていただいて、見つけていただいてですね。あなた、来た方がいいよみたいな。ちょっとやっていただいた方が成果は出るのかなと思うので。本当にまつの会の中でも、例えば毎年保健所さんに来ていただいて、お話を聞かせていただいたりしてるんですけど、三年ないんですよ。何か声もかからなくなっちゃって、コロナのおかげで。忙しいというのはあると思うんですけど、全然その間なくなった原因なんですけど。すごくたくさんあって。当事者の人もすごく引きこもってるし、家族の人も引きこもっていてすごい大変になってるんですよ。なので、ぜひ広報しているだけじゃなくって、やっぱり場を作ってもらって、そのためにいろいろしていただいているのは、ワーキングの中だと思うんですけど、この相談室でそういうふうにやっていただいた方がいいかなとちょっと思いますので。すみませんでした。

会長 はい。15分ほど予定時間オーバーしてしまいましたけれども、第1回の協議会、これにて終了とさせていただきますと思います。よろしいですか。

委員E 申し訳ありません。松阪市ろうあ福祉協会のEです。グロウスさんにお聞きしたいんですけど、子どもネットワークですけども、学童保育所。こちらは通常の学童保育所も含まれているのでしょうか。

委員D 学童保育所は入ってなかったんです。

委員E ですので、放課後デイサービスと学童保育所というのは違うということですね。私、同じだと思っていて。申し訳ないです。放課後デイサービスというのはどんなこと。すみません。この違い

を教えてくださいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

委員D 放課後デイサービスは福祉サービスになりますので、医師の意見書とか、手帳ですね。療育手帳持ってみえる人が利用されるようになりますので。学童の方は障害の有無は問われな  
いと思いますので、そこが大きく違うところになります。

委員E すみません。そしたら学童保育所、放課後デイサービス。それぞれどういうふうに言ったら  
いいかわからないんですけども、ろう学校というのは三重県の中に 1 校だけあるんですが。場  
所は津市にあります。皆さんご存じかと思うんですけども。幼稚園から高等部までの生徒が通  
っている学校が三重県立ろう学校なんです。そこは北勢から南勢の子どもたちも、非常に遠い  
子どもたちも通っているんですね。通えない子どもたちは寄宿舎に入って生活をしています。寄宿舎に入  
っているのは小学校 4 年生以上なんですけども、それまでの子どもたちは親と一緒に通学をして  
いるという子どもたちもいます。夏休みとか、春休みとか長期休みになると家に帰るんですね、そ  
の子たちは。そうするとお父さん、お母さん共働きの場合は子どもたちが家にずっといなければい  
けなくなってしまうんですけども。そういう子どもたちを聞こえる子どもたちと一緒に学童保育所に  
入れるのか、放課後デイサービスに預けることができるのかというのが、そういうろうの子どもた  
ちっていうのも放課後デイサービスを利用できるんでしょうか。

委員D ろうの子どもたちも OK です。実際に私とこの放課後デイの方にもろう学校の子が来ても  
らっています。

委員E こういったことを保護者が共働きで困っていて祖父母にも預けれないという家庭があっ  
たら利用できるというのを、私たちの方でも周知をしていった方がいいんでしょうか。周知をさせ  
てもらってもよろしいですか。

委員D そのお子さんに障害があればご利用いただけます。

委員E その子どもがろう学校の生徒児童ということなので、手帳があって聴覚障害があるという、  
聴覚障害単独の障害でも利用はできますか。手帳があれば大丈夫ですか。

委員D 大丈夫です。

委員E でしたら、例えばちょっと障害が軽くて手帳を持っていないようなお子さんだったら利用  
できないんでしょうか。

委員D 主治医の意見書の方でそういうのを利用した方がいいということであれば。

委員E はい。わかりました。ありがとうございました。

会長 はい。よろしいでしょうか。

委員E すみません、ありがとうございました。

会長 それでは少し時間がオーバーしてしまいましたけれども、これをもって第1回の協議会を終了したいと思います。

事務局 本日は長時間に渡りましてご協議いただき誠にありがとうございました。次回の会議につきましては年が明けてから2回目の会議を設けさせていただきたいと考えております。日程が決まり次第、後日開催通知を送付しますので、よろしく願いいたします。また会長におかれましては円滑な議事進行を賜り誠にありがとうございました。

以上をもちまして令和5年度第1回松阪市障害者地域自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。